

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-3 原子炉施設に係る新規  
制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（224）

2. 日時：令和2年11月6日（金）18時25分～19時30分

3. 場所：

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

（1）原子力規制庁 原子力規制部

新基準適合性審査チーム

戸ヶ崎安全規制調整官、加藤安全審査官、島村安全審査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

研究炉加速器技術部 JRR-3 管理課 担当者 他7名

5. 議事要旨

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、JRR-3 原子炉施設新規制基準適合に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について、資料1から資料3に基づき説明があった。

（2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について次回のヒアリングにて説明することを求め、原子力機構から了解した旨回答があった。

- 原子炉の停止機能及び冷却機能を同時に喪失した場合において、重水タンクの重水が抜けると臨界状態に戻ることはないとしていることについては、前回のヒアリングにおいて根拠が不足する点を説明することを求めているが、本日説明がないことから、次回のヒアリングにおいて説明すること。
- 燃料破損時に原子炉建家から放出する放射性物質の低減のための判断について、判断の指標に用いる事故時用モニタの値（Y）の確からしさを確認する観点から、Y値を求める計算式、計算に用いるパラメータ及びパラメータの前提条件を説明すること。

6. 配付資料

・ 原子力機構からの配付資料

資料1 【保安規定】停止機能及び冷却機能を喪失した場合の対策について

資料2 燃料破損時に原子炉建家から放出する放射性物質の低減のための判断について

資料3 【保安規定】原子炉停止の判断基準について